

乙種第4類危険物取扱者講座

危険物に関する法令

貯蔵・取扱いの基準

講師 佐久間 義一

1-① 貯蔵・取扱いの基準(その1)

■貯蔵・取扱いの基準の構成

①通則(危険物の規制に関する政令24条)

危険物の貯蔵及び取扱いの全てに共通する技術上の基準を定める。

②類ごとに共通する技術上の基準(政令25条)

〔例: 第4類〕

炎、火花もしくは高温体との接近または、過熱を避けるとともに、みだりに蒸気を発生させないこと。

③その他危険物の貯蔵についての技術上の基準

(政令26条)

④取扱いの技術上の基準(政令27条)

1-② 貯蔵・取扱いの基準(その2)

■通則の定め(1)

- ①届出にかかる品名以外の危険物、または届出にかかる数量、もしくは指定数量の倍数を超える危険物を貯蔵し、または取扱わない。
- ②常に整理、清掃を行う。
- ③みだりに空箱その他の不要な物件を置かない。
- ④溜枠、または油分離装置にたまつた危険物は、隨時くみ上げる。
- ⑤みだりに火気を使用しない。
- ⑥係員以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- ⑦危険物のくず、かすなどは1日に1回以上、安全な場所で廃棄その他適当な処置をする。

1-③ 貯蔵・取扱いの基準(その3)

■ 通則の定め(2)

- ⑧ 危険物は、計器を監視し、適正な温度、湿度または圧力を保つよう貯蔵する。
- ⑨ 危険物を貯蔵し、または取扱う場合には、その危険物が漏れ、あふれ、または飛散しないように必要な措置を講ずる。
- ⑩ 危険物を容器に収納して貯蔵するとき、その容器はその危険物の性質に適応し、かつ破損、腐食、さけ目等がないものとする。
- ⑪ 危険物が残存しているおそれがある設備等を修理する場合は、安全な場所で危険物を完全に除去した後に行う。

1-④ 貯蔵・取扱いの基準(その4)

■ 通則の定め(3)

- ⑫ 危険物を貯蔵する建築物等は、その危険物の性質に応じて遮光または換気を行う。
- ⑬ 危険物を収納した容器をみだりに転倒させ、衝撃に加えまたは引きずるなど粗暴な取扱行為をしない。
- ⑭ 可燃性の液体、可燃性蒸気もしくは可燃性ガスが滞留するおそれがある場所では、電線と電気器具とを完全に接続し、かつ火花を発生する機械、工具、履物などを使用しない。
- ⑮ 危険物を保護液中に保存する場合は、その危険物が保護液から露出しないようにする。

1-⑤ 練習問題(通則)

[問題]製造所等における危険物の貯蔵及び取扱いに共通する技術上の基準について、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 製造所等において、許可若しくは届出に係る数量以上の危険物を貯蔵し、又は取扱わないこと。
- (2) 製造所等においては、常に整理及び清掃を行うとともに、空箱その他不必要な物件を置かないこと。
- (3) 溜枠又は油分離装置にたまつた危険物は、あふれないように隨時汲み上げること。
- (4) 危険物のくず、かす等は、1週間に1回以上、危険物の性質に応じて安全な場所で廃棄、その他適当な処置をすること。
- (5) 危険物が残存し、又は残存しているおそれのある設備、機械器具、容器等を修理する場合は、安全な場所において、危険物を完全に除去した後に行うこと。